

地方消費税

地方消費税は、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って、地方税において所得、消費、資産等における均衡のとれた税体系を構築し、併せて地方分権、地域福祉の充実を図るために設けられた税です。

納める人 (法第 72 条の 78)

- 国内取引（譲渡割）** 課税対象となる取引（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）を行う個人事業者及び法人
- 輸入取引（貨物割）** 外国貨物（輸出の許可を受けた貨物及び外国から国内に到着した貨物で輸入許可される前のもの）を保税地域から引き取る者

納める額 (法第 72 条の 77、72 条の 82、72 条の 83)

消費税額の 22/78

（商品の価格を 100 とした場合）

国の消費税額 $100 \times 7.8/100 = 7.8$

地方消費税額 $7.8 \times 22/78 = 2.2$

国の消費税と地方消費税を併せた税率 $(7.8 + 2.2) \div 100 = 10\%$

ただし、軽減税率適用時には、

（商品の価格を 100 とした場合）

国の消費税額 $100 \times 6.24/100 = 6.24$

地方消費税額 $6.24 \times 22/78 = 1.76$

国の消費税と地方消費税を併せた税率 $(6.24 + 1.76) \div 100 = 8\%$

消費税及び地方消費税は、平成 26 年 4 月から、社会保障の安定財源の確保と財政の健全化のため、5%から 8%に引き上げられました。

引上げ分の税収は、年金や医療、介護、少子化対策などの経費に充てられます。

令和元年 10 月からは、国の消費税とあわせて 10%に引き上げられました。

申告と納税

(法第 72 条の 86、72 条の 100、72 条の 101、72 条の 103、法附則第 9 条の 5、9 条の 6)

国内取引（譲渡割） 当分の間、消費税の例により消費税と併せて税務署長に申告し、申告した譲渡割を納付します。

輸入取引（貨物割） 消費税の例により消費税と併せて税関長に申告し、申告した貨物割を納付します。

都道府県間の清算（法第 72 条の 114）

都道府県は、その地方消費税額に相当する額について、商業統計の小売年間販売額などの消費に関連した指標によって各都道府県間で清算を行います。

市町への交付金（法第 72 条の 115）

上記の清算をした後の金額の 2 分の 1 に相当する額は、各市町の人口及び従業者数（税率引上げ分は各市町の人口）であん分して、各市町に交付されます。